令和８年10月14日

【報道提供資料】
PRESS　RELEASE

泉南市
SENNAN CITY

個人所有井戸における水質分析結果について

泉南市内において、個人が自己所有井戸において水質検査を行った結果、下表のとおり、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が環境基準を超えて検出されたとの報告がありましたので、お知らせいたします。

１.井戸の概要

所有者及び設置者	個人
使　用　目　的	散水
設　置　日	令和８年８月31日
試　料　採　取　日	令和８年９月29日
結果が得られた日	令和８年10月６日 （水質検査書発行日：令和８年10月６日）

２.水質分析結果

分析項目 ＼ 試料名		個人所有井戸	環境基準値※
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（＊１）	(mg/L)	15	10以下

（＊１）別表、性状表参照

３.対応

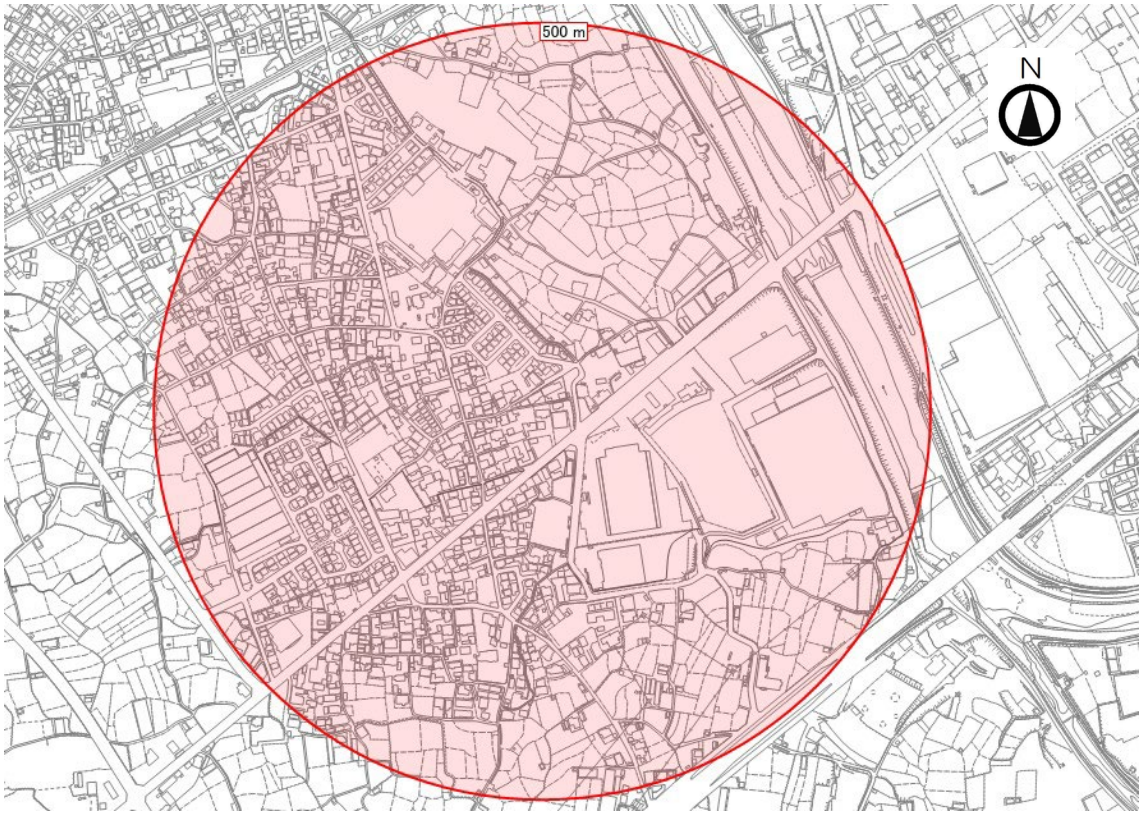
・市は、大阪府地下水質保全対策要領に基づき、以下のとおり対応します。
・周辺地域（＊２）の井戸の確認を行い、井戸が存在する場合は所有者に対し、井戸を飲用には供さないように周知します。
（＊２）周辺地域：検出場所を中心とする概ね半径500ｍの範囲内（別図 調査範囲参照）

４.対応部局

【周辺地域における飲用井戸等の調査及び指導に関すること】
泉南市市民生活環境部環境整備課（TEL　072-483-9871）

【本件に関する連絡先】
大阪府泉南市　市民生活環境部　環境整備課　担当：中川・村上
TEL:072-483-9871　Mail: kankyou@city.sennan.lg.jp

個人設置井戸の設置場所を中心とした調査範囲（井戸から 500m範囲）



物質名	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
環境中での動き	硝酸性窒素は、土壌や、水、植物中のあらゆる場所に存在しています。飲み水に含まれていても、無味、無臭、無色であり気づくことはありません。また、水に溶けやすく、土壌に保持されにくいため、容易に地下水や河川水に溶け出しやすい性質をもっています。 硝酸性窒素による地下水汚染を引き起こす要因は、過剰施肥、家畜排せつ物の不適正処理、生活雑排水の地下浸透、工場・事業場からの排水等が挙げられます。それら人為的に土壌に過剰負荷された窒素が土壌微生物等による無機化や硝化作用を受け硝酸性窒素に変化し、土壌中の窒素循環のバランスを崩しています。植物吸収や脱窒等に利用されなかった硝酸性窒素は土壌から溶脱し、地下水に移行し汚染を引き起こす原因となります。
健康影響情報	飲料水などに硝酸性窒素が多く含まれていると、その一部は消化器系内の微生物により還元されて亜硝酸塩となって吸収され、血中のヘモグロビンと結合してメトヘモグロビンとなります。メトヘモグロビンは酸素運搬機能がないので、血中のメトヘモグロビン濃度が 10%以上になると、酸素供給が不十分となり、チアノーゼ症状を呈するメトヘモグロビン血症となります。 出生後まもない乳児や胃切除などで胃液の pH 値が５～７と高い場合には、硝酸性窒素は硝酸還元細菌によって還元され亜硝酸性窒素が多く生成されるため、ヘモグロビン血症になりやすいと言われています。

比重	―	水溶解度	水に易溶
環境基準			
土壌環境基準	―		
地下水環境基準	10 mg/L 以下		
水質環境基準（健康項目）	10 mg/L 以下		
その他の法令の基準			
水道法：水道基準値	10 mg/L 以下		
労働安全衛生法：管理濃度	―		

（出典：硝酸性窒素による地下水汚染対策手法技術集　環境省　水・大気環境局　より抜粋）